

人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野）（登録基幹技能者の処遇向上支援助成））増額改定整備計画(変更)書の認定を受けたいので以下のとおり申請します。

令和元年 6月 15日

〇〇 労働局長 殿 事業主 住所 〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 建設ビル1F
 又は 名称 〇〇建設株式会社
 代理人 氏名 建設 太郎 印

代理人が申請する場合は、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野）（登録基幹技能者の処遇向上支援助成））の支給に係る事業主（計画者）の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者たる社会保険労務士が申請する場合は、上欄に事業主（計画者）の記名押印等を、下欄に社会保険労務士の記名押印等をして下さい。

事業主又は 住所 〒234-5678 〇〇県〇〇市〇〇4-5-6 社会ビル1F
 社会保険労務士 名称 〇〇社会保険労務士事務所
 （提出代行者・事務代理者） 氏名 社会 太郎 印

① 申請事業主	イ 事業主の主たる事業所の雇用保険適用事業所番号	1234-567890-0	ロ 雇用管理責任者の氏名及び周知方法	(氏名) 土木 四郎	(周知方法) <input type="checkbox"/> 会議の開催等 <input type="checkbox"/> 回覧 <input checked="" type="checkbox"/> 事業所内の掲示 <input type="checkbox"/> その他 ()
	ハ 業種	とび・土木工事	ホ 資本の額又は出資の総額	3,000万円	ヘ 企業区分 (いずれかに○) <u>1. 中小企業</u> 2. それ以外
	ト 雇用保険料率	1,000分の12	チ 建設業許可番号	大臣 〇〇県知事 (特・○) 第1234号	リ 設立年月日

② 増額改定整備計画の内容	イ 増額改定整備計画期間	令和元年8月1日～令和2年5月31日	ロ 増額改定予定日	令和元年8月20日
	ハ 増額改定後1年目の賃金算定期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	ニ 増額改定後賃金支払い予定日	令和2年5月15日
	ホ 直近の過去12か月の賃金算定期間	平成30年6月1日～令和元年5月31日	ヘ 35歳未満の若年技能労働者 (雇用保険一般被保険者に限る)	<u>有</u> ・無

	ト 正規雇用の登録基幹技能者 ※3人以上いる場合は続紙へ記載	チ 増額改定前の単価・年間賃金 (基本給・登録基幹技能者手当)	リ 増額改定後の予定単価※			
			増額改定1年目	増額改定2年目	増額改定3年目	
(1)	登録基幹技能者氏名	賃金テーブルの基本給の単価	350,000円 ※基準単価…(イ)	360,000円 …(ロ)	円 …(ハ)	円 …(ニ)
	〇〇 〇〇					
	雇用保険被保険者番号	登録基幹技能者手当の単価	100,000円 ※基準単価…(ホ)	100,000円 …(ヘ)	円 …(ト)	円 …(チ)
	1245-678901-2					
(2)	雇用保険適用事業所番号	ホの期間中の賃金総額	6,000,000円 …(リ)			
	1234-567890-0					
	登録基幹技能者氏名	賃金テーブルの基本給の単価	350,000円 ※基準単価…(イ)	360,000円 …(ロ)	円 …(ハ)	円 …(ニ)
	〇〇 〇〇					
(3)	雇用保険被保険者番号	登録基幹技能者手当の単価	100,000円 ※基準単価…(ホ)	100,000円 …(ヘ)	円 …(ト)	円 …(チ)
	1245-678901-4					
	雇用保険適用事業所番号	ホの期間中の賃金総額	6,000,000円 …(リ)			
	1234-567890-0					
	登録基幹技能者氏名	賃金テーブルの基本給の単価	円 …(イ)	円 …(ロ)	円 …(ハ)	円 …(ニ)
	雇用保険被保険者番号	登録基幹技能者手当の単価	円 …(ホ)	円 …(ヘ)	円 …(ト)	円 …(チ)
	- -					
	雇用保険適用事業所番号	ホの期間中の賃金総額	円 …(リ)			
	- -					

※ 賃金テーブルの増額基準…【1年目】(ロ)≧(イ)×(1.02+1年目へ「スアップ率」)、【2年目】(ハ)≧(イ)×(1.04+1・2年目へ「スアップ率」)、
 【3年目】(ニ)≧(イ)×(1.06+1・2・3年目へ「スアップ率」)
 ※ 登録基幹技能者手当の増額基準…【1年目】(ヘ)≧(ホ)+8,334円/月、【2年目】(ト)≧(ホ)+16,667円/月、【3年目】(チ)≧(ホ)+25,000円/月

③ 申請予定額	正規雇用する登録基幹技能者の人数 <u>2</u> 人 × <u>1</u> 年 × (6.65 × <u>8.4</u>)万円 = <u>16.8</u> 万円
---------	--

④ 国等からの助成金等の有無	有 () <u>無</u>	⑤ 過去の支給実績の有無	有 <u>無</u>
----------------	----------------	--------------	------------

⑥ 申請書作成担当者	建設 三郎	電話番号	12-3456-7890 (内線1234)
------------	-------	------	-----------------------

社会保険労務士記載欄	作成年月日、提出代行・事務代理者の表示	氏名	電話番号
	提出代行	社会 太郎	23-4567-8901

※処理欄 (労働局記入)	受理年月日	年 月 日	認定年月日	年 月 日
	認定金額	円	認定番号	
備考				

※決裁欄 (労働局使用)	局長	部長	課長	課長補佐	係長	担当

人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野）（登録基幹技能者の処遇向上支援助成））増額改定整備計画(変更)書について

1 提出上の注意

- (1) この用紙を計画の認定のために使用する場合は、標題中「（変更）」を抹消して下さい。また、変更申請の場合は、標題の（変更）を○で囲んで下さい。
- (2) この計画書は、事業主（企業単位）の主たる事業所（通常、本社となります。）の所在地を業務担当区域とする都道府県労働局に提出して下さい。なお、その労働局の管轄下にある公共職業安定所（ハローワーク）に提出できる場合がありますので、管轄労働局にお問い合わせ下さい。
- (3) この計画書は、(4)に掲げる書類と共に1年目の増額改定予定日の属する月の初日の6か月前の日から1か月前の前日までに提出して下さい。
- (4) この計画書を提出する場合は、次の書類を添付して下さい。
 - イ 改定前賃金総額内訳確認票（建雇様式第2号）
 - ロ 中小建設事業主であることを確認できる書類（建設業許可番号が記載された書類、労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書（写）又は労働保険料等納入通知書（写）、定款、登記事項証明書（写）、資本及び労働者数を記載した資料、事業内容を記載した書類等）
 - ハ 現行の労働協約又は就業規則、並びに現行の給与規程等（賃金テーブル又は登録基幹技能者に適用されている手当の単価や適用条件等が規定された書類）
 - ニ 増額改定の概要が分かる資料（様式任意）
 - ホ 賃金台帳（改定前賃金算定期間に係る基本給、各種手当、賞与など賃金の支払い状況が確認できるもの）
 - ヘ 労働保険料の算定基礎として計上している賃金総額の内訳（基本給、各種手当、賞与など）が確認できる書類
 - ト 登録基幹技能者講習の修了証の写し
 - チ ②へ「35歳未満の若年技能労働者（雇用保険一般被保険者に限る）」欄が「有」とする場合は、技能労働者であると分かる書類（作業員名簿、建設技能関連資格の免許証、建設技能関連の訓練の修了書の写し等）
 - リ その他管轄労働局長が必要と認める書類
- (5) この助成金の支給を受けるためには、以下の条件が定められています。
 - イ 増額改定後の各賃金算定期間の初日から1年間を経過する日までの期間において、3人を超え、かつ、雇用保険被保険者の6%に相当する数を超えた特定受給資格者となる離職を出した事業主でないこと。
 - ロ 過去に、本助成コースに係る助成金の支給を受けた事業主でないこと。

2 記入上の注意

- (1) ①ハ「業種」欄については、建設業法第2条第1項に定める別表の建設業の種類を記入して下さい。
- (2) ①ニ「常時雇用する労働者数」欄については、企業全体の2か月を超えて使用されている者（実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含む）であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該企業の正規の従業員と概ね同等である者の数を計上して下さい。
- (3) ②イ「増額改定整備計画期間」欄には、1年目の増額改定予定日の属する月の初日を起算日とする3ヶ月以上1年以内の期間を記載して下さい。なお、この期間内に賃金テーブル等の増額改定を行い、実際に登録基幹技能者に改定後1回目の賃金を支払うことが必要です。
- (4) ②ロ「増額改定予定日」欄については、労働協約又は就業規則に基づき規定する賃金テーブル又は登録基幹技能者手当の増額改定を行う予定の日を記入してください。労働協約であればその締結予定日、就業規則であれば管轄する労働基準監督署に届け出る予定の日を記入してください。なお、制度に係る施行年月日を定める場合で、当該施行年月日が締結予定日又は届け出の予定日より後の場合は、当該施行年月日が制度の導入予定日となります。
- (5) ②チ「増額改定前の単価・年間賃金（基本給・登録基幹技能者手当）」欄については、②ホの期間に適用されていた単価（労働協約又は就業規則に基づく給与規程や賃金台帳等で確認できるものに限り）を記入して下さい。
また、「ホの期間中の賃金総額」欄については、②ホの期間に当該登録基幹技能者に支払った基本給、各種手当、賞与その他賃金として支払った総額（労働保険料申告時に算定基礎としている項目と同じ）を源泉徴収する前の金額で記入してください。
- (6) ②リ「増額改定後の予定単価」欄については、「※賃金テーブルの増額基準」または「※登録基幹技能者手当の増額基準」以上の単価とする場合に助成対象となります。なお、「※賃金テーブルの増額基準」にある「ベースアップ率」は、賃金テーブルの他の単価表の二分の一以上に増額改定があった場合を含み、増額改定された基本給単価の上昇率の和を全単価数で除して得た率（小数点第二位を切り捨て）とします。
また、各増額改定後の年間の基本給総額（又は登録基幹技能者手当総額）及び賃金総額は、それぞれ②ホの期間の額に比して1年目は10万円以上、2年目は20万円以上、3年目は30万円以上（賃金テーブルを改定する場合は、さらに年間の基本給総額が②ホの期間の基本給総額に各年の増額基準率を乗じた額以上）増加することが必要です。
- (7) この計画書の提出日において、国、特別の法律に基づいて設立された法人等からの補助金、助成金等を受給している（予定を含む。）場合は、この助成金の支給対象とならない場合があります。④「国等からの助成金等の有無」欄には、受給の有無及び受給している（予定を含む。）補助金、助成金等のすべてについてその名称を記入して下さい。書ききれない場合は別紙に記入して添付して下さい。
- (8) ⑥「申請書作成担当者」欄には、この計画書の内容を了解している作成担当者を記入して下さい。労働局から記載内容について問い合わせることがあります。

3 届出を行った増額改定整備計画の変更

増額改定の内容等、当該計画の内容に変更が生じるときは、この様式を使用して計画の変更を申請してください（変更の申請がなされず認定された計画との違いがある場合、支給決定されないことがあります。）。詳細な手続き、記入方法については、あらかじめ労働局にお問い合わせ下さい。

4 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存して下さい。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。

人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース（建設分野）（入職率目標達成助成（第1回）））支給申請書

人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース（建設分野）（入職率目標達成助成（第1回）））の支給を受けたいので、以下のとおり申請します。

令和元年 7月 31日

〇〇 労働局長 殿 事業主 住所 〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 建設ビル1F
 又は 名称 〇〇建設株式会社
 代理人 氏名 建設 太郎 印

代理人が申請する場合は、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース（建設分野）（入職率目標達成助成（第1回）））の支給に係る申請事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者たる社会保険労務士が申請する場合は、上欄に申請事業主の記名押印等を、下欄に社会保険労務士の記名押印等をしてください。

事業主又は 住所 〒234-5678 〇〇県〇〇市〇〇4-5-6 社会ビル1F
 社会保険労務士 名称 〇〇社会保険労務士事務所
 （提出代行者・事務代理者）氏名 社会 太郎 印

①申請事業者の主たる事業所の雇用保険適用事業所番号		1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 0	
②常時雇用する労働者数		3 2 人	③資本金・出資総額
			3, 0 0 0 万円
④雇用管理責任者の氏名及び員数及び周知の方法		(氏名) 土木 四郎 他 0 人	
		(周知の方法) <input checked="" type="checkbox"/> 事業所内の掲示 <input type="checkbox"/> 回覧 <input type="checkbox"/> 会議の開催等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑤入職状況	評価時入職率等算定期間（第1回）に正社員として入職した35歳未満及び女性の雇用保険一般被保険者の人数	評価時入職率等算定期間（第1回）の初日時点における雇用保険一般被保険者の人数	※目標達成状況（労働局記入）
	2 人 …(イ)	3 2 人 …(ロ)	(ハ) ≥ 5.5% 以上
	入職率 (イ÷ロ×100)	計画時算定期間に正社員として入職した35歳未満及び女性の雇用保険一般被保険者の人数	(イ) > (ニ)
	6. 2 5 %…(ハ)	0 人 …(ニ)	[達成・不達成]
⑥本事業の実施や対象労働者に関して公共機関からの補助や助成金（人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース）を除く）の有無		有 () ・ <input checked="" type="radio"/> 無	
⑦生産性要件に係る支給申請であるか		<input checked="" type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ	
⑧申請書作成担当者	総務課長 建設 三郎	電話番号	1 2 - 3 4 5 6 - 7 8 9 0
社会保険労務士記載欄	作成年月日	令和元年 7月 31日	電話番号
	提出代行・事務代理者の表示	社会 太郎	

※人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース）申請に係る支給申請年月日等（労働局記入）						
1. 人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース）（目標達成助成）支給申請年月日		年	月	日	（受付日）	
2. 人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース）（目標達成助成）支給申請時の添付書類等の要件		<input type="checkbox"/> 確認済				
3. 人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース）（目標達成助成）支給決定年月日		年	月	日		
4. 人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース）（目標達成助成）支給決定番号		第				号
※処理欄 （労働局記入）	受理年月日	年	月	日	支給（不支給）決定年月日	年 月 日
	支給（不支給）決定金額	円		支給（不支給）決定番号		
	備考					
※決裁欄 （労働局使用）	局長	部長	課長	課長補佐	係長	担当

人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース（建設分野）（入職率目標達成助成（第1回）））支給申請について

1 提出上の注意

- (1) この支給申請書（以下「申請書」といいます。）は、目標達成に係る評価時入職率等算定期間（第2回）（雇用管理制度計画期間の末日の翌日から起算して12か月を経過する日の翌日から2か月以内）に、申請者の主たる事業所（通常本社）の所在地を管轄する都道府県労働局あてに提出してください。なお、この申請書は労働局の管轄下にある公共職業安定所（ハローワーク）に提出できる場合がありますので、労働局にお問い合わせください。また、提出期間を過ぎると支給申請することができなくなりますのでご注意ください。
- (2) 雇用管理制度コース（建設分野）（入職率目標達成助成（第1回））の助成額は57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）です。
- (3) 申請書には次の書類を添付してください。
 - イ 「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」（写）又は「労働保険料等納入通知書」（写）
 - ロ 中小建設事業主であることを確認できる書類（建設業許可番号が記載された書類、定款、登記事項証明書（写）、資本及び労働者数を記載した資料、事業内容を記載した書類等）
 - ハ 「人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース）（目標達成助成）支給申請書」等の写し
 - ニ 雇用管理制度導入後の入職状況が確認できる以下の書類
 - (イ) 入職状況調査票（建雇様式第6号別紙①及び②）
 - (ロ) “評価時入職率等算定期間（第1回）”に正社員として入職した35歳未満及び女性の雇用保険一般被保険者に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）（写）
 - (ハ) 計画時算定期間に正社員として入職した35歳未満及び女性の雇用保険一般被保険者に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）（写）
 - ホ ⑦「生産性要件に係る支給申請であるか」欄で「はい」を選択した場合は、生産性要件算定シート（共通要領様式第2号）及び算定の根拠となる証拠書類（損益計算書、総勘定元帳等）等も併せて添付してください。
 - ヘ その他管轄労働局長が必要と認める書類

2 記入上の注意

- (1) ②「常時雇用する労働者数」欄については、企業全体の2か月を超えて使用されている者（実態として2か月を超えて使用されている者を含む）であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該企業の正規の従業員と概ね同等である者の数を記入してください。
- (2) ⑤「入職状況」欄は、次により記入してください。
 - イ (イ) 及び (ニ) の人数には、雇用保険一般被保険者のうち入職時に35歳未満及び女性の正規雇用の労働者の人数を記入してください（パート等の非正規雇用を除く）。
 - ロ (ロ) の雇用保険一般被保険者には、パート等の非正規雇用を含む人数を記入してください。
 - ハ (ハ) の入職率は、小数点第二位を四捨五入して記入してください。
- (3) ⑥「本事業の実施や対象労働者に関して公共機関からの補助や助成金の有無」欄には受給の有無（予定を含み、人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース）は除く）及び受給している補助金等のすべてについてその名称を記入して下さい。人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース）（目標達成助成）以外の補助金等を受給する場合は助成対象とならない場合があります。
- (4) ⑦「生産性要件に係る支給申請であるか」欄で「はい」を選択した場合は、前記1(2)の「生産性要件を満たした場合」の金額での申請となります。
- (5) ⑧「申請書作成担当者」欄には、申請書の内容を了解している作成担当者を記入してください。労働局から記載内容について問い合わせることがあります。
- (6) ※印欄は、記入しないでください。

3 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、助成金の支給には一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存してください。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせください。

人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース（建設分野）（入職率目標達成助成（第2回）））支給申請書

人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース（建設分野）（入職率目標達成助成（第2回）））の支給を受けたいので、以下のとおり申請します。

令和元年 7月 31日

〇〇 労働局長 殿 事業主 住所 〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 建設ビル1F
又は 名称 〇〇建設株式会社
代理人 氏名 建設 太郎 印

代理人が申請する場合は、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース（建設分野）（入職率目標達成助成（第2回）））の支給に係る申請事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者たる社会保険労務士が申請する場合は、上欄に申請事業主の記名押印等を、下欄に社会保険労務士の記名押印等をしてください。

事業主又は 住所 〒234-5678 〇〇県〇〇市〇〇4-5-6 社会ビル1F
社会保険労務士 名称 〇〇社会保険労務士事務所
（提出代行者・事務代理者）氏名 社会 太郎 印

①申請事業者の主たる事業所の雇用保険適用事業所番号 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 0

②常時雇用する労働者数 3 2 人 ③資本金・出資総額 3, 0 0 0 万円

④雇用管理責任者の氏名及び員数及び周知の方法 (氏名) 土木 四郎 他 0 人
(周知の方法) [x]事業所内の掲示 []回覧 []会議の開催等 []その他 ()

⑤評価時入職率等算定期間（第2回）の初日時点における雇用保険一般被保険者の人数 3 4 人 …(イ)

⑥入職状況 評価時入職率等算定期間（第2回）の間に正社員として入職した35歳未満及び女性の雇用保険一般被保険者の人数 4 人 …(ロ)
入職率 (ロ÷イ×100÷2) 5. 8 8%…(ハ)
※目標達成状況（労働局記入） (ハ) ≥ 5.5% (ロ) > 計画時算定期間における人数 [達成・不達成]

⑦離職状況 評価時入職率等算定期間（第2回）における離職者数 (ニ)のうち、定年及び重責解雇した者等を除いた人数 2 人…(ニ) 0 人 …(ホ)
離職率 (ホ÷イ×100÷2) 0 %…(ヘ)
※目標達成状況（労働局記入） (ヘ) ≤ 人材確保等支援助成金における評価時離職率 [達成・不達成]

⑧本事業の実施や対象労働者に関して公共機関からの補助や助成金（※1）の有無 有 () ・ 無

⑨生産性要件に係る支給申請であるか はい ・ いいえ

⑩申請書作成 総務課長 建設 三郎 電話番号 1 2 - 3 4 5 6 - 7 8 9 0
担当者 電話番号 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1

社会保険労務士記載欄 作成年月日 令和元年7月31日 電話番号 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1
提出代行・事務代理者の表示 社会 太郎

Table with 2 columns: Item number and details. Items include: 1. 人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース）（目標達成助成）支給申請年月日, 2. 人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース）（目標達成助成）支給申請時の添付書類等の要件, 3. 人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース）（目標達成助成）支給決定年月日, 4. 人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース）（目標達成助成）支給決定番号.

Table with 4 columns: 受理年月日, 支給（不支給）決定年月日, 支給（不支給）決定金額, 支給（不支給）決定番号. Includes a '備考' (Remarks) section.

Table with 7 columns: 局長, 部長, 課長, 課長補佐, 係長, 担当. Includes a note: ※決裁欄（労働局使用）.

※1 人材確保等支援助成金（（雇用管理制度コース）（目標達成助成）及び雇用管理制度コース（建設分野）（入職率目標達成助成（第1回）））を除く。

1 提出上の注意

- (1) この支給申請書（以下「申請書」といいます。）は、目標達成に係る評価時入職率等算定期間（第2回）（評価時入職率等算定期間（第1回）の末日の翌日から起算して24か月を経過するまでの期間）の翌日から起算して2ヵ月以内に、申請者の主たる事業所（通常本社）の所在地を管轄する都道府県労働局あてに提出してください。なお、この申請書は労働局の管轄下にある公共職業安定所（ハローワーク）に提出できる場合がありますので、労働局にお問い合わせください。また、提出期間を過ぎると支給申請することができなくなりますのでご注意ください。
- (2)（雇用管理制度コース（建設分野）（入職率目標達成助成（第2回）））の助成額は85万5千円（生産性要件を満たした場合は108万円）です。
- (3) 申請書には次の書類を添付してください。
 - イ 「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」（写）又は「労働保険料等納入通知書」（写）
 - ロ 中小建設事業主であることを確認できる書類（建設業許可番号が記載された書類、定款、登記事項証明書（写）、資本及び労働者数を記載した資料、事業内容を記載した書類等）
 - ハ 「人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース（建設分野）（入職率目標達成助成（第1回）））支給決定通知書の写し
 - ニ 雇用管理制度導入後の入職状況が確認できる以下の書類
 - (イ) 入職状況調査票（建雇様式第6号の2別紙）
 - (ロ) “評価時入職率等算定期間（第2回）”に正社員として入職した35歳未満及び女性の雇用保険一般被保険者に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）（写）
 - (ハ) “評価時入職率等算定期間（第2回）”の雇用保険一般被保険者の離職状況がわかる書類（離職証明書（写）、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）（写）等）
 - ホ ⑨「生産性要件に係る支給申請であるか」欄で「はい」を選択した場合は、生産性要件算定シート（共通要領様式第2号）及び算定の根拠となる証拠書類（損益計算書、総勘定元帳等）等も併せて添付してください。
 - ヘ その他管轄労働局長が必要と認める書類
- (4) この助成金の支給を受けるためには、以下の条件が定められています。
 - 評価時離職率等算定期間（第1回）の翌日の末日から本助成金（雇用管理制度コース（建設分野）（入職率目標達成助成（第2回）））に係る支給申請書の提出日までの期間において、3人を超え、かつ、雇用保険被保険者の6%に相当する数を超えた特定受給資格者となる離職を出した事業主でないこと。

2 記入上の注意

- (1) ②「常時雇用する労働者数」欄については、企業全体の2か月を超えて使用されている者（実態として2か月を超えて使用されている者を含む）であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該企業の正規の従業員と概ね同等である者の数を記入してください。
- (2) ⑤「評価時入職率等算定期間（第2回）の初日時点における雇用保険一般被保険者の人数」欄には、パート等の非正規雇用を含む人数を記入してください。
 - なお、⑤の人数が次の表における人数規模区分において、評価時入職率等算定期間（第1回）の初日時点の区分と異なる場合は、評価時入職率等算定期間（第2回）の初日時点の区分における「低下させる離職率ポイント（目標値）」を達成させる必要があります。

人数規模区分	1～9人	10～29人	30～99人	100～299人	300人以上
低下させる離職率ポイント（目標値）	15%ポイント	10%ポイント	7%ポイント	5%ポイント	3%ポイント

- (3) ⑥「入職状況」欄は、次により記入してください。
 - イ (ロ)の入職者数には、雇用保険一般被保険者のうち入職時に35歳未満及び女性の正規雇用若年労働者の人数を記入してください（パート等の非正規雇用を除く）。
 - ロ (ハ)の入職率は、小数点第二位を四捨五入して記入してください。
- (4) ⑧「本事業の実施や対象労働者に関して公共機関からの補助や助成金の有無」欄には受給の有無（予定を含む）及び受給している補助金等のすべてについてその名称を記入して下さい。人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース）（目標達成助成）及び雇用管理制度コース（建設分野）（入職率目標達成助成（第1回））以外の補助金等を受給する場合は助成対象とならない場合があります。
- (5) ⑨「生産性要件に係る支給申請であるか」欄で「はい」を選択した場合は、前記1(2)の「生産性要件を満たした場合」の金額での申請となります。
- (6) ⑩「申請書作成担当者」欄には、申請書の内容を了解している作成担当者を記入してください。労働局から記載内容について問い合わせることがあります。

3 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、助成金の支給には一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存してください。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせください。

人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野）（登録基幹技能者の処遇向上支援助成））支給申請書

人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野）（登録基幹技能者の処遇向上支援助成））支給申請書の支給を受けたいので以下のとおり申請します。

令和3年5月15日

〇〇 労働局長 殿 事業主 住所 〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 建設ビル1F
 又は 名称 〇〇建設株式会社
 代理人 氏名 建設 太郎 印

代理人が申請する場合は、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野）（登録基幹技能者の処遇向上支援助成））の支給に係る事業主（計画者）の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者たる社会保険労務士が申請する場合は、上欄に事業主（申請者）の記名押印等を、下欄に社会保険労務士の記名押印等をして下さい。

事業主又は 住所 〒234-5678 〇〇県〇〇市〇〇4-5-6 社会ビル1F
 社会保険労務士 名称 〇〇社会保険労務士事務所
 （提出代行者・事務代理者） 氏名 社会 太郎 印

① 事業主の主たる事業所の雇用保険適用事業所番号 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 0

イ 認定年月日 令和元年 7月 20日 ロ 認定番号 〇〇〇

ハ 増額改定整備計画期間 令和元年8月1日～令和2年5月31日 ニ 支給申請の回数 ①・②・③ 年目

ホ 本支給申請の対象となる賃金算定期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日 ヘ ホの中の最初の賃金支払日 令和2年5月15日

ト 建助様式第10号②ホ欄の賃金算定期間 平成30年6月1日～令和元年5月31日 チ 35歳未満の若年技能労働者（雇用保険一般被保険者に限る） 有・無

リ 正規雇用の登録基幹技能者 ※3人以上いる場合は続紙へ記載	ヌ 増額改定前の単価・年間賃金 (基本給・登録基幹技能者手当)	ル 増額改定後の単価※・年間賃金		
		増額改定1年目	増額改定2年目	増額改定3年目
登録基幹技能者氏名 〇〇 〇〇	賃金テーブルの 基本給の単価 350,000円 ※基準単価…(イ)	360,000円 …(ロ)	円 …(ハ)	円 …(ニ)
(1) 雇用保険被保険者番号 1245-678901-2	登録基幹技能者 手当の単価 100,000円 ※基準単価…(ホ)	100,000円 …(ヘ)	円 …(ト)	円 …(チ)
雇用保険適用事業所番号 1234-567890-0	年間賃金総額 6,000,000円	6,350,000円	円	円
	うち基本給 4,200,000円	4,320,000円	円	円
	うち登録基幹技能者手当 200,000円	200,000円	円	円
登録基幹技能者氏名 〇〇 〇〇	賃金テーブルの 基本給の単価 350,000円 ※基準単価…(イ)	360,000円 …(ロ)	円 …(ハ)	円 …(ニ)
(2) 雇用保険被保険者番号 1245-678901-4	登録基幹技能者 手当の単価 100,000円 ※基準単価…(ホ)	100,000円 …(ヘ)	円 …(ト)	円 …(チ)
雇用保険適用事業所番号 1234-567890-0	年間賃金総額 6,000,000円	6,350,000円	円	円
	うち基本給 4,200,000円	4,320,000円	円	円
	うち登録基幹技能者手当 200,000円	200,000円	円	円
登録基幹技能者氏名 — —	賃金テーブルの 基本給の単価 円 ※基準単価…(イ)	円 …(ロ)	円 …(ハ)	円 …(ニ)
(3) 雇用保険被保険者番号 — —	登録基幹技能者 手当の単価 円 ※基準単価…(ホ)	円 …(ヘ)	円 …(ト)	円 …(チ)
雇用保険適用事業所番号 — —	年間賃金総額 円	円	円	円
	うち基本給 円	円	円	円
	うち登録基幹技能者手当 円	円	円	円

※ 賃金テーブルの増額基準…【1年目】(ロ)≥(イ)×(1.02+1年目へ'スアップ率)、【2年目】(ハ)≥(イ)×(1.04+1・2年目へ'スアップ率)、【3年目】(ニ)≥(イ)×(1.06+1・2・3年目へ'スアップ率)
 ※ 登録基幹技能者手当の増額基準…【1年目】(ヘ)≥(ホ)+8,334円/月、【2年目】(ト)≥(ホ)+16,667円/月、【3年目】(チ)≥(ホ)+25,000円/月

③ 申請額 正規雇用する登録基幹技能者の人数 2 人 × (6.65・⑧.4) 万円 = 16.8 万円

④ 国等からの助成金等の有無 有 () ・無 ⑤ 過去の支給実績の有無 有 ・無

⑥ 生産性要件に係る支給申請であるか はい ・ いいえ ⑦ 申請書作成担当者 建設 三郎 (電話番号 12-3456-7890 (内線123))

社会保険労務士記載欄 作成年月日、提出代行・事務代理者の表示 氏名 電話番号
 令和元年7月31日、提出代行 社会 太郎 23-4567-8901

※処理欄 (労働局記入) 受理年月日 年 月 日 支給(不支給)決定年月日 年 月 日
 支給(不支給)決定金額 円 支給(不支給)決定番号
 備考

※決裁欄 (労働局使用) 局長 部長 課長 課長補佐 係長 担当

1 提出上の注意

- (1) この支給申請書（以下「申請書」といいます。）は、増額改定後の各年の賃金算定期間（12か月）の末日の翌日から起算して原則2か月以内に、申請者の主たる事業所（通常本社）の所在地を管轄する都道府県労働局あてに提出して下さい。なお、この申請書は労働局の管轄下にある公共職業安定所（ハローワーク）に提出できる場合がありますので、労働局にお問い合わせ下さい。また、提出期間を過ぎると支給申請することができなくなりますのでご注意ください。
- (2) 登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース（整備助成）の助成額は6万6千5百円（生産性要件を満たした場合は8万4千円）です。
- (3) 申請書を提出する場合は、次の書類を添付して下さい。
 - イ 労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書（写）又は労働保険料等納入通知書（写）
 - ロ 建設労働者確保育成助成金（登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース（整備助成））増額改定整備計画認定通知書（建雇様式第3号）
 - ハ 増額改定された賃金テーブルまたは登録基幹技能者手当について規定されている労働協約又は就業規則
 - ニ 増額改定した賃金テーブル及び登録基幹技能者手当の内容や適用条件等が確認できる書類（支給申請日現在で有効である給与規定、賃金テーブル、手当規程その他）
 - ホ 改定後賃金総額内訳確認票（建雇様式第7号の2）
 - ヘ 賃金台帳及び出勤簿等出勤状況が確認できる書類（当該支給申請に係る②ホの賃金算定期間の初日から末日までに係る全ての月分）
 - ト ②チ「35歳未満の若年技能労働者（雇用保険一般被保険者に限る）」欄が「有」とする場合は、技能労働者であると分かる書類（作業員名簿、建設技能関連資格の免許証、建設技能関連の訓練の修了書の写し等）。「無」の場合は、整備計画書提出以降に若年技能労働者の募集または求人申込みをしたことが分かる書類
 - チ ⑥「生産性要件に係る支給申請であるか」欄で「はい」を選択した場合は、生産性要件算定シート（共通要領様式第2号）及び算定の根拠となる証拠書類（損益計算書、総勘定元帳等）等も併せて添付してください。
 - リ その他労働局長が必要と認める書類
- (4) この助成金の支給を受けるためには、以下の条件が定められています。
 - イ 増額改定後の各賃金算定期間の初日から支給申請書の提出日までの期間において、3人を超え、かつ、雇用保険被保険者の6%に相当する数を超えた特定受給資格者となる離職を出した事業主でないこと。
 - ロ 登録基幹技能者のみを除外した賃金テーブルまたは登録基幹技能者の増額改定がないこと
 - ハ 過去に、本助成コースに係る助成金の支給を受けた事業主でないこと。

2 記入上の注意

- (1) ②ホ「本支給申請の対象となる賃金算定期間」については、支給申請1年目の場合は建雇様式第1号②ハの期間を、支給申請2年目の場合は建雇様式第1号②ハの期間の翌日から12か月経過する日までの期間を、支給申請3年目の場合は2年目の賃金算定期間の翌日から12か月経過する日までの期間を記入してください。
- (2) ②リ〜ルには、建雇様式第1号②ホの初日から本様式②ホの末日までの間に申請事業主が雇用している登録基幹技能者を対象とします。ただし、支給申請日において離職している場合は対象外とします（本人の都合による離職及び天災その他やむを得ない理由のために事業継続が困難となったこと又は本人の責めに帰すべき理由による場合を除く）。
- (3) ②ル「増額改定後の単価・年間賃金」欄については、
 - イ 改定後賃金総額内訳確認票（建雇様式第7号の2）に記載の「基本給」又は「登録基幹技能者手当」の「単価（円）」及び「12か月計」の額と、「賃金総額の計」の12か月計の額に対応する金額を記載してください（労働協約又は就業規則に基づく給与規程や賃金テーブル、賃金台帳等で支出が確認できる金額を記載してください）。
 - また、「賃金総額」については、当該登録基幹技能者に支払った基本給、各種手当、賞与その他賃金として支払った総額（労働保険料申告時に算定基礎としている項目と同じ）を源泉徴収する前の金額で記入してください。
 - ロ 増額改定後の単価については、「※ 賃金テーブルの増額基準」または「※ 登録基幹技能者手当の増額基準」以上の単価とする場合に助成対象となります。なお、「※ 賃金テーブルの増額基準」にある「ベースアップ率」は、賃金テーブルの他の単価表の二分の一以上に増額改定があった場合を含み、増額改定された基本給単価の上昇率の和を全単価数で除して得た率（小数点第二位を切り捨て）とします。
 - ハ 増額改定後の年間賃金については、各増額改定後の「年間賃金総額」及び「うち基本給」（又は「うち登録基幹技能者手当」）が、それぞれ、②ヌに比して1年目は10万円以上、2年目は20万円以上、3年目は30万円以上（賃金テーブルを改定する場合は、さらに②ルの「うち基本給」が、②ヌに各年の増額基準率を乗じた額以上）増加することが必要です。
- (4) この申請書の提出日において、国、特別の法律に基づいて設立された法人等からの補助金、助成金等を受給している（予定を含む。）場合は、この助成金の支給対象とならない場合があります。④「国等からの助成金等の有無」欄には、受給の有無及び受給している（予定を含む。）補助金、助成金等のすべてについてその名称を記入して下さい。書ききれない場合は別紙に記入して添付して下さい。
- (5) ⑥「生産性要件に係る支給申請であるか」欄で「はい」を選択した場合は、前記1(2)の「生産性要件を満たした場合」の金額での申請となります。
- (6) ⑦「申請書作成担当者」欄には、この申請書の内容を了解している作成担当者を記入して下さい。労働局から記載内容について問い合わせることがあります。

3 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存して下さい。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。